

# 平成28年度診療報酬改定のスケジュール (案)

平成27年

社会保障審議会(医療保険部会、医療部会)

夏以降 平成28年度診療報酬改定の基本方針の議論

11月下旬～12月初旬 平成28年度診療報酬改定の  
基本方針の策定

内閣

12月下旬 予算編成過程で、診療報酬の改定率を決定

平成28年

厚生労働大臣

1月中旬  
中医協に対し、  
・ 予算編成過程を通じて内閣が決定した「改定率」  
・ 社会保障審議会で策定された「基本方針」  
に基づき改定案の調査・審議を行うよう諮問

厚生労働大臣

3月上旬 診療報酬改定に係る告示・通知の発出

中央社会保険医療協議会

1月以降 入院医療、外来医療、在宅医療等のあり方  
について議論

(～12月)  
検証結果も含め、個別項目について集中的に議論

10月～11月 医療経済実態調査の結果報告

12月上旬 薬価調査・材料価格調査の結果報告

1月以降 厚生労働大臣の諮問を受け、具体的な診療  
報酬点数の設定に係る調査・審議

(公聴会、パブリックコメントの実施)

2月中旬  
厚生労働大臣に対し、改定案を答申

平成28年4月1日 施行

# 平成26年度診療報酬改定のスケジュール

(参考1)

平成25年

社会保障制度改革国民会議

8月6日 報告書の取りまとめ

社会保障審議会(医療保険部会、医療部会)

5月 国民会議の論点について議論

9月6日 「次期改定における社会保障・税一体改革関連の基本的な考え方」の取りまとめ

12月 「次期改定の基本方針」の策定

内閣

10月1日 消費税率引上げに関する判断

12月下旬 予算編成過程で、診療報酬の改定率を決定

平成26年

厚生労働大臣

1月15日  
中医協に対し、  
・ 予算編成過程を通じて内閣が決定した「改定率」  
・ 社会保障審議会で策定された「基本方針」  
に基づき改定案の調査・審議を行うよう諮問

厚生労働大臣

3月5日 診療報酬改定に係る告示・通知の発出

中央社会保険医療協議会

1月以降 入院医療、外来医療、在宅医療等のあり方について議論

(~12月)

検証結果も含め、個別項目について集中的に議論

11月6日 医療経済実態調査の結果報告

11月27日 診療報酬改定に関する各号意見

12月6日 薬価調査・材料価格調査の結果報告

1月以降  
厚生労働大臣の諮問を受け、具体的な診療報酬点数の設定に係る調査・審議  
(公聴会、パブリックコメントの実施)

2月12日  
厚生労働大臣に対し、改定案を答申

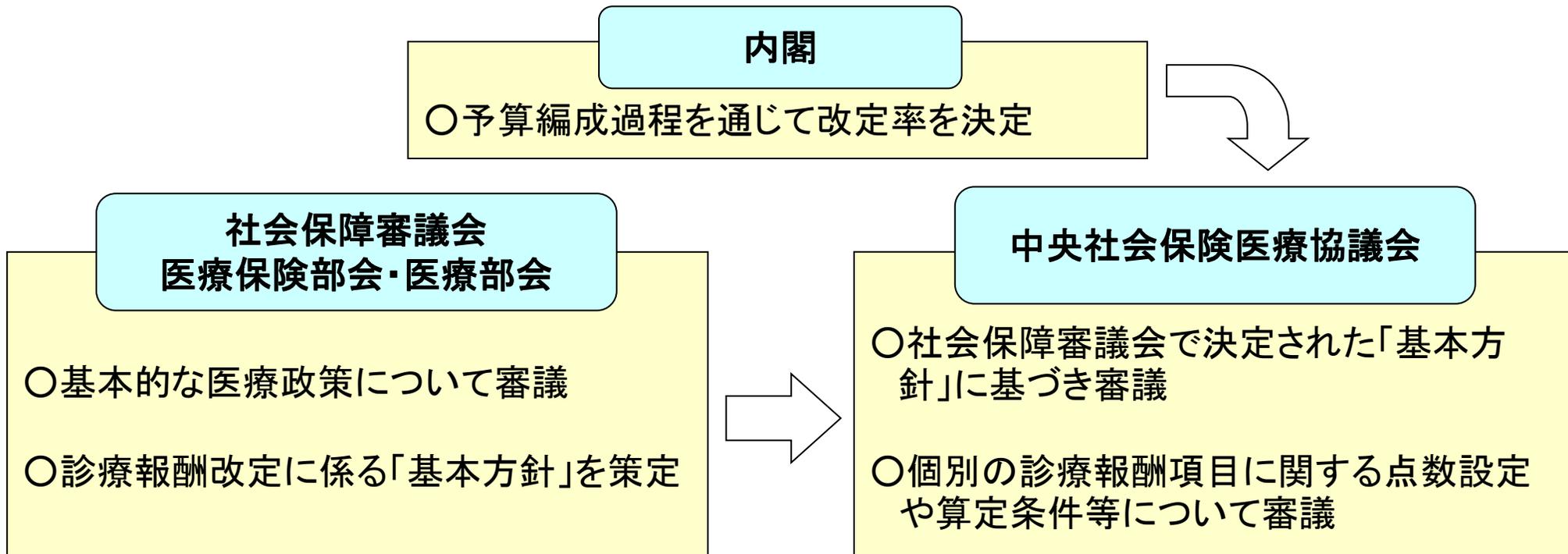
平成26年4月1日 施行

# 診療報酬改定の流れ

(参考2)

診療報酬改定は、

- ① 予算編成過程を通じて内閣が決定した改定率を所与の前提として、
- ② 社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定された「基本方針」に基づき、
- ③ 中央社会保険医療協議会において、具体的な診療報酬点数の設定等に係る審議を行い実施されるものである。



## 【中央社会保険医療協議会の委員構成】

支払側委員と診療側委員とが保険契約の両当事者として協議し、公益委員がこの両者を調整する「三者構成」

- ① 支払側委員（保険者、被保険者の代表） 7名
- ② 診療側委員（医師、歯科医師、薬剤師の代表） 7名
- ③ 公益代表 6名（国会同意人事）